

平成22年
(仮称)自治基本条例検討連絡会議
会議概要記録

平成22年5月27日
新宿区議会

- 辻山座長 それでは、時間ですので、始めたいと思います。

本日は議会事務局長が公務で欠席ということです。

それから、久保委員は今やがて着くでしょうという感じですので、始めたいと思います。

きょうは次第にもありますように、内容が盛りだくさんですので、進行に御協力をお願いしておきます。

やるべきことを最初に確認しておきますが、1つ目が区分D：議会の役割と責務、これは作業チームがやっていたきましましたので、御報告を受けて、骨子案にまとめる。

2つ目が区分C：行政の役割と責務、運営、それから区分G：情報の共有ということで、これは前回やりましたが、作業チームのほうでもう一度議論していただいて、きょうは再提出ということであります。

それから、3つ目ですけれども、3つ目は区民アンケート作問検討会と区民討議会の準備会からの検討過程、経過を報告していただく。

4つ目は、区民討議会の開催方法について、プログラムの検討と、それから説明者の選定ということがあるようです。

5つ目は、基本条例制定スケジュールについて確認をしていくということであります。

では、そのような段取りで進めさせていただきます。

配付資料の確認からお願いします。

- 事務局 それでは、事務局から配付資料の確認をさせていただきます。

恐縮ですが、座って説明させていただきます。

まず、資料1になります。前回検討連絡会議で決めました検討連絡会議の第2四半期の日程表になっております。

続きまして、資料2が条例骨子案検討作業チームの担当表になっております。前回、検討連絡会議からチーム1につきましては25日、チーム2につきましては21日に骨子案検討の打ち合わせを行っております。

続きまして、資料3が条例に盛り込むべき事項、三者案比較表になっております。こちらのほうは、最終ページの6ページになりますけれども、後ほど区民代表委員のほうから御報告いただきますけれども、区民検討案につきまして、留意事項について解決して結果を出しておりますので、その部分が修正されております。

続きまして、資料4が条例に盛り込むべき事項（三者案調整たたき台）になっております。こちらでも区分Fのところは区民検討案の内容が変更されてますので、その結果を反映させております。

続きまして、資料5が骨子案検討シートになっております。

こちらのほうは区分D：議会の役割と責務につきまして、検討チーム1のほうで骨子案シートにまとめられましたので、そちらを資料として配付しております。

続きまして、資料6、こちらでも骨子案検討シートになりますけれども、検討チーム2のほうで打ち合わせを行いまして、修正案の提示がありましたので、資料6で配付しております。

続きまして、資料7が区民アンケート作問検討会概要及び決定事項になっております。

こちらのほうは、第3回、第4回の概要及び決定事項を同じ資料として配付しております。

続きまして、資料8が区民アンケートの作問についてということで、こちらのほう後ほど区民代表委員の齊藤委員のほうから、内容につきましては御報告いただきます。

続きまして、資料9、区民討議会準備会、第3回の次第とその後ろに第2回の開催概要がついております。こちらのほうも後ほど行政側の専門部会委員のほうから、中身につきまして御報告させていただきます。

続きまして、資料10が区民討議会プログラム案ということで、こちらにつきましては事務局のほうから後ほど御報告させていただきます。

資料11が条例に盛り込むべき事項、三者案検討課題及び決定事項ということで、前回の検討連絡会議の内容を反映した形で改めて配付しております。

続きまして、資料12が条例に盛り込むべき事項、区分F：地域の基盤ということで、区民検討会議の修正案ということで提示しております。

資料13が自治基本条例制定スケジュール（案）ということで、スケジュール表をお配りしております。

最後に、資料14、自治基本条例検討連絡会議開催概要、第31回ということで、前回の検討連絡

会議の概要をお配りしております。

本日配付資料につきましては、資料 1 から14までとなっております。

事務局からは以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

資料はよろしいでしょうか。

それでは、早速内容の検討に入りたいと思いますが、最初に区分 D：議会の役割と責務について、作業チーム 1 のほうから御報告を受けたいと思います。

○高野委員 作業チーム 1 なのですが、お手元の資料 5 をごらんいただきたいと思います。

この議会の設置ということで、これは骨子案に盛り込むべき事項としては、「区民は、区民の代表機関として、議会を置く」と、ここはどういうふうな形で考えていたかということ、区長の位置づけとか、役割とか、その辺の部分の位置づけと文言をそろえる必要があるということ、今回区民の代表として区長を置くという形で区民案の形でやると。

それで、あとここにおいては、また区民、住民の定義を考慮する必要性があるんじゃないかということで、一応申し送りという形で今しています。

1枚めくっていただいて、議会の責務ということでごらんいただきたいと思います。

議会は、骨子案に盛り込むべき事項として(1)「議会は、二代表制の一翼を担う機関として、区民の意思が的確に区政に反映されるよう議決権限を行使するとともに、適正な行政運営が行われるよう調査し、監視しなければならない」というところで、これは地方自治法制度を踏まえて、あえて「二代表制の一翼を担う機関として」という文言は残して、その二代表制というのを区民でもわかりやすくという、言いかえることならばできるんじゃないかと考えてみると、この二代表制の説明としては、次ページに書いてあるんですけども、一応地方自治制度では、「住民は長と議員を直接選挙で選ぶことから、住民は長と議会という二元的な代表を持ちます」という形で書いております。

ただ、この部分で本来の流れとしては、広辞苑で調べると二代表制ということは、「議会議員と執行機関の長を個別に直接選挙する仕組み」ということで、日本の地方自治で採用」というふうな形で書いてあります。ここにおいては、議会は首長と対等の関係で自治体の運営の基本的な方針を決定、議決ということですが、行政運営を調査、監視するとともに、自治体の立法機関として政策立案、政策提言を行うということで、この(1)は要するにいわゆる監視とか、チェックするというふうな内容での書き込みをしました。

2番目は、「議会は、自治体の立法機関として、積極的に政策立案、政策提言を行い、議会の活性化に努める」というところが先ほど言いましたところでございます。

それで、骨子案の3番目は、「議会は、(1)及び(2)の目的を達成するため、区民と議会活動に関する情報を共有し、説明責任を果たさなければならない」ということで、(1)と(2)の部分のをこの目的達成のためにこういう形でやっていかなければいけないんじゃないかということを書きました。

そこで、議会が自治体の立法機関であることを明らかに、高らかにうたうとともに、政策、あるいは立案、それから提言によって、さらに議会の活性化に努めるものとするとか、その辺のところ「努めなければならない」としたほうがいいのか、活性化に「努めるものとする」というふうにしたほうがいいのか、ちょっとここでお諮りしたいというふうに考えております。

また、個々の議員としてではなくて、議会全体として説明責任を果たさなければならないというところで、何のためにということで(1)及び(2)の目的を達成するために、どうやってということで、区民と情報共有して、何の情報をというと、議会活動に関する情報というぐあいに 5W1Hではないんですが、そういう形で書き示しました。

だから、その中に区民案の「多様な方法により」は、「(1)及び(2)の目的を達成するため」の中で包含されているはずのものであるから、これは削除していったという形をとります。

それと、議会か区議会かは、新宿区の条例であることから、議会としました。

それに、あと区民案の3については、3というのはもともとのたたき台の部分なのですが、ここは「議会及び区長は」という言葉は、区長の役割、責務を議会の責務の中では出さないほうがいいんじゃないかということで考えています。

それから、体制整備は必要かつ重要なことであるから、骨子案の(1)から(3)を行うためには当然のことなので、これは意図的にその部分は含まれていることだから削除するということを考えています。

それと、たたき台の区民案の(5)なのですが、これについては削除するという形は、「地域

自治を尊重し」という文言は入れるならば議会だけでなく、区民にも区長にもその他の部分にも伴ってしまう。だから、理念など別のところで高らかに掲げるほうがいいんじゃないかということで、話をしました。

それで、最後の議員の責務というところで、これはまず上のたたき台の黒塗りの下の部分からまず話していききました。その上の２つの部分は、最初からその部分は新宿区の議会議員政治倫理条例、この辺のところのうたわれているからいいんじゃないかということで、最初はそれを飛ばして、その網かけの下の部分は（３）にしますが、この部分は「議員は、新宿区議会議員政治倫理条例その他法令等を遵守し、公正公平な議会活動を行う」ということで、まず一段落しました。

それで、そのときにちょっと待て、これだけではどうにか、もうちょっと語ったほうがいいんじゃないかということで、そこはあえてこの中の骨子案としては、（１）は「議員は、区民の代表として権限と責任を自覚して行動しなければならない」、あるいは（２）の「議員は、区民の意見を集約し、区政に反映させなければならない」、この辺は重複しますが、あえて入れるということでみんなで話し合っ、具体的なその構想としていろいろなことも入れていったほうがいいんじゃないかということを入れました。

それから、区民案の（３）は、「議員は、自ら研鑽を積み、資質を高め、及び品位を保ち、その使命達成に努める」ということなどがあるために、ここの部分は削除したという状況で一応まとめてみました。

以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

チーム１の方で補足などありましたら。

いいですか。

それでは、御意見を伺いましょう。

どうぞ。

これは私からちょっと２点ほどありますけれども、冒頭の区民の代表機関として議会を置く、大変シンプルでわかりやすいんですが、コメントの中でも触れられたように、区民の定義との関係は、相当これはハードル高いなという気がしますですね。

例えば、通勤区民などについてはそうですね、もっとあれなのは、外国人区民を代表するかどうかなというようにもありますので、ちょっと宿題は重いなという気はしていますが、これは何とか知恵を出していくしかない、仕方がないということ。

それから、次の骨子案に盛り込むべき事項（２）の「二元代表性」のこの「性」の字ですがけれども、解説の中でも２種類使っているんだけど、やっぱり「制度」の「制」が正解かな、「制度」の「制」で。

私は以上ですが、何かありましたらどうぞ。

どうぞ、山田委員。

○山田委員 私はこの間も言いましたので、きょうもまた同じようなことを言うわけですが、まず「二元代表制の一翼を担う機関」というところですが、それで確かにそれぞれ選挙で選ばれますから、二元代表制の一翼を我々が担っているし、もう一翼は区長が担っているわけですが、あえてここに書くという意味合いが私はよくわからないんですよね。

例えば、区長のほうにも書いているというだったら、これは議会と長と対等な関係でということが出てきますけれども、そういうことになるのかなというふうに思うんですが、区長のほうには後で説明があると思いますけれども、今まで二元代表制の区長というのは余り言ったこともないです。議会のほうにだけ言うというのは、要するに議会というのは二元代表制の一翼を担っているんだという自覚がそもそもあるのかなというふうな、そういう思いが根底にある。私もありますけれども、そういうふうに考えがちなと、少なくとも私は考えると。

そうなるとするならば、そういうことをこの基本条例の中で言う必要があるのかなというふうな感じがしますね。少なくとも整合性はとれていないというふうに思っております。

○辻山座長 どうだろうか、これは。

どうぞ。

○高野委員 今、山田委員からの御指摘に関しては、実はその部分をかなり三、四十分しゃべったような状況であります。

それで、今回はこれを何で入れたかという、二元代表制という言葉のワードをあえて入れよう。そうすると、そのことによって、議会はそうやって選ばれているんだよねという部分の説明とか、その部分がより意図的に区民、あるいはわかりやすい文の中で、これで長ったらしい文を入れるより、そのことは何かということを知らしめるに当たってはいいんじゃないかということメンバーで話し合いをしました。

補足があったらよろしくお願いします。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 私はそんなにこだわっているわけじゃないんですけれども、そうだとするならばなおさら私は入れる必要はない。入れなくても、選挙で選ばれた議員というのは自覚をしなきゃだめなわけですし、二元代表制の一翼を担っているんだよということをあえて言わなきゃだめだというのは、議員としてはお寒い限りだというふうに言わざるを得ないですね。

それから、もう一つ議会の責務のところの(3)なんですが、「区民と議会活動に関する情報を共有し」と書いてありますね。これは非常に私は重要なことだというふうに思うんですが、情報の共有というのはいろいろあるんだというふうに思うんです。議会の中でいろいろ議論になっていて、まだ必ずしも議会側で整理がつけてないものの一つに、要するに議員は議会活動を住民の皆さんに周知すると、お知らせをします。今までは個人の議員とか、会派でそういう活動というのは随分一生懸命やってきているわけですね。私もいろいろなことをやりますけれども、しかし少なくとも議会として議会という機関が住民のところへ行って、例えば定例会が終わった後、この定例会ではこういうことをやりましたよというようなことを言うということはしてないんですね。

議会基本条例をつくっている大半の議会は、そういうことを明確にしているんですよ。議員とか会派で活動するというのももちろんだけれども、議会としてきちんとそういう任務を果たさなきゃだめだという、私はここの文言の「区民と議会活動に関する情報を共有し」というのは、そういう意味合いも当然含まれるし、含んでほしいなというふうに思うんですけれども、そういう議論というのはされたんでしょうか。

○辻山座長 お願いします。

○高野委員 御指摘のとおり十分しまして、その部分を端的に言うと、今までは各議員の方が会派とともに議員の地域に情報を共有という形で情報をいろいろ出している。では、議会として区民に対してそういう情報が出てきているのかという部分は、やる部分もあるだろうけれども、それはいわゆる紙による情報だとか、そういうものはあります。ただ、本当の意味で場を開いて、そこに区民を呼んで、議会が主催してその説明会とか、そういうものは余り今まで少なかったのではないかと。だから、大いにこれからやっていただきたいという区民の声もあるんですという話を実はして、そうだよなという話と。それから、今御懸念の部分も要するに議会のほうの代表の委員の方からもそういう話がありました。

○山田委員 もう一つだけ発言させていただきますけれども、議員の責務の(3)なんですけれども、「新宿区議会議員政治倫理条例その他」ということが書いてありまして、この趣旨というのは私はよくわかるんですけれども、ただ条例の自治基本条例のつくり方として、例えば条例のいわば固有名詞をここに挙げるとというのがほかのところとも関連があると思う。いいのかなという感じがするんですね。

例えば、政治倫理条例の条例の名前を変えたら、当然自治基本条例も変えていかなきゃだめだということが現実にかかるわけで、その自治体の条例というのは、国の法律が変わると、どうでもいいようなことでもしょっちゅう変えなきゃだめわけです。したがって、ここも条例の名前を入れるというのがいいのかなというような感じがそう簡単に変わるわけじゃないというふうに思いますけれども、例えば政治倫理基準というふうに我々はどこかで使っていると思いますけれども、むしろそっちのほうの方が今のようなことを払拭するということだったら、好ましいのかなというふうにも思っているんですけれども、それはどういうふうにお考えでしょう。

○高野委員 実は御指摘のとおり、今たたき台の部分の網かけしている部分がこの部分を一つにしてみたほうがいいんじゃないかということで話がありました。そうすると、いわゆる議会側のほうは別に定める政治倫理基準という言葉がありました。それから、行政側のほうに関しては、条

例に規定された政治倫理基準というふうな話でありました。

そこで、政治倫理条例その他の方法というふうにしたのは、基準とかその辺のところはいろいろあるだろうから、単純にこの条例が変わったらどうのこうのという部分は、実はそんなに深くは考えていません。

ということは、議会側のほうでそれを条例が内容が変わるということになったら、そうしたらその部分は条例自体の名前が変わるということではないというふうに、中身が変わるということであるから、だからあえて基準というのを入れなければ、その部分の中で変わった内容に関しては結構包含されるんじゃないかということで、原案のこういう盛り込むべき事項にこれにしたというところがあります。

- 辻山座長 ただ、私から一言言わせてもらおうと、例えば憲法の中に下位規範である何々法を守れと書いてあるようなものですから、憲法は法律をつくることを国会に対して命じているわけよね。その法律を憲法の中で守りますと言っているから、ちょっとそういう意味では規範の上下関係が崩れているぞという指摘は、当たっている部分はあるんじゃないかなと思うんですね。だから、具体的な条例名にしちゃっているのを倫理に関する規範とかというのは、一般的なものにしてしまうというのはあり得るかなというふうなこと、どうですか、何かうまい方法。

- あざみ委員 何で条例名を出したかという、単純に政治倫理基準というふうに書いた場合、それって何ということにきつとなるだろうと。だったら、ちゃんと条例名を出して、こういう条例があるんだよというのをまずわかってもらったほうがいいんじゃないかというところがありましたよね。でも、山田委員や座長がおっしゃることはそうですよね。その辺をどうしたらいいのか。

- 辻山座長 ただ、自治基本条例が最高規範だとか言っているけれども、別に何の法的根拠もない。そういうふうにみんなで思おうねと言っているだけだから、こだわることはないとは思っているんですけども、最近行政法の連中が細かくあっちこちの自治基本条例を点検し始めて、くちゅくちゅ、くちゅくちゅ細かいことを言っているから、少しでも言われたいほうがいいかなぐらいなもので。

どうぞ。

- 久保委員 二元代表制については、基本的には山田委員と同じ考え方を持っております。

確かに、1つは彼が言ったように整合性は保つべきだと思います、基本条例ですから。もし議会将二元代表制の一翼というなら、当然そのもう一翼の区長にも入れるべきだというふうには思いますけれども、僕は議会の役割等の本を今ずっと読んできたんですけども、最近の議会の役割を書いているいろいろな学者の中では、議会の役割、つまり機能というのは、長の出してくる条例とか予算案を議決する決議機関であり、そして議員立法を持つ長が何と思おうと議会が多数で立法をしたら立法ができる。そして、同時に長の監視機関、この3つだということを常にみんな言っています。その中では、一切二元代表制の一翼を担う機関なんだということは、もうだれも言わなくなっている。そういう意味では、もう言わないでいいんじゃないのというふうに感想を持っています。

それから、もう一つの今問題になっている倫理条例ですけども、僕は議会制民主主義が成り立つ土台は遵法だと思います。土台の遵法をあえて言わなくても当たり前なことだと、議会や議員が法律を守らないで存在できるはずがない。そんな当たり前のことを言うことが必要なのかなというふうに思っています。

それから、しなければならないということを言われましたけれども、高野委員、僕はその言葉が嫌いです。義務ではないんですね。心ならずも義務だからやるといようなことであってはいけないのであって、当然のことなんだから、するものとするというほうが言葉としてはいいなと思っています。

あと座長が言われた区民の件なんですけれども、僕は孤立無援で1人で議会で言っているんですけども、住民には新宿区民と規定すると、新宿区民と規定すれば、このことは成り立つんですね。そして、だれが新宿区民ですかといったら、住民だけです。私たちは新宿区民だというのは住民だけです。そういう意味では、住民というのは選挙権を持っていますから、新宿区民によって選ばれる、つくられるんですね。そういう意味では、僕は新宿区民、それは新宿区内に住居を有する者と規定すればいいと思います。その他は区民として住み、働き、学び、活動する人とすればいい。

どこの自治体でもこれをみんな頭を抱えていますね。この間行った石狩か旭川は、住民のほか

に市内に主たる事務所を持つ企業と入れていますね。それはどういう意味かといったら、全然答えられなかった。

というふうに、これはみんなが苦労しているんだけど、旭川市民とか石狩市民と決めれば、簡単に解決するんじゃないかと私は思っています。あえて僕は孤立しているから、ここで大きく言いますけれども、住民というのは新宿区民と規定すればすべてが解決すると思っています。

以上です。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 今、久保委員がおっしゃいましたけれども、そうすると外国人の方がその際そこで引っかかるんじゃないですか。新宿区民と住民の人は新宿区民というふうな規定だけだと、そのところは引っかかると思うんですね。解決にはならない。

○辻山座長 現行法では、新宿区の住民と言えれば外国人を入れるということになります。

○小松委員 ですから、それだとすると。

○辻山座長 そうか、代表してないじゃないかと、逆の意味でね。

そうですね。しかし、趨勢としては外国人の地方参政権法案が出る時代ですから、先取りしてもいいかもしれない。

○高野委員 そういう読み方もあるんですけど、でもここに書いてある本文は努力というか、そういう形をお願いしますみたいな部分なので、それでいいのではないかとというふうに考えています。

○辻山座長 どうぞ、大友委員。

○大友委員 二元代表制とその次のところにありますけれども、自治体の立法機関としてということについては、結構三者で調整するときに話し合ったんですけども、特に私なんかの素人で見ている中で、例えば首長がとか、そういうようなのが結局ぼんぼん、ぼんぼんマスコミなんかですと表舞台に出てくるんですけども、本当の議員さんたちがどう思っているのかとか、そういうようなところで、議員と首長が対決するときなんかでも、首長の主張ばっかしが出てきているわけですね。そういうところ言えば、もっと議員さんの議会が大きく出てこなくちゃいけない。そういうことを逆に私どもはもっと主張していかなくちゃいけないと区民も思っているわけなので、それであえてこういう二元代表制というものをつけさせていただきたいということをお願いしたと思うんですけども、それでよろしいですね。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 私もその御意見を一緒にチームですけども、これは議会の責務のところを書いてますけれども、議員が思うというよりも一般社会、子供にもわかる自治基本条例づくりという観点からいって、一般社会では二元代表制の一翼を担っているというよりは、首長さんの存在が大きいという、そういうふうなところがあるので、ああいう先ほどの御意見いただいたことなんかも踏まえて、なるほどと、あえてここに地方分権も進むわけですから、なおさら地方自治体のいろいろな権限が強まる中で、二元代表制の一翼を担うと入れたほうがいいかなということで、私たちは話し合っ、あえてここに対社会というか、区民の人たちの目を意識してあえて入れたところなんです。

○辻山座長 佐原委員。

○佐原委員 私はこの「二元代表制の一翼を担う機関として」という文言については、あえてということなんですけれども、私はあえて入れなくてもいいんじゃないかなと。なぜかという、議会は区民の意思が的確に区政に反映されると、この言葉が非常にこの二元代表制をあらわしているんじゃないかと思うんですね。そういう意味では、私はあえてわかりにくい言葉、そういう一般の区民の人に読んでもらうためには、この二元代表制をまた広げなくちゃいけないということ

になるんじゃないかと思うんですけども、これは地方自治法にも載って、わかりやすく出ているんですけども、区民の意思が的確に区政に反映されているという、この文言で非常に僕はあらわれているような気がするんですね。

それから、もう一つ「なければならない」、先ほど久保委員が言っていましたけれども、私も「なければならない」という言葉は余り好きじゃないなと。これは圧力になっているんですね。一生懸命やっている人に非常に耳障りな言葉ですよ。

だから、私はあえて申し上げれば、「なければならない」という言葉自体が非常に違和感を持っているなと思います。当然、やるべきものとしてやっているものに対して追い打ちをかけるような言葉に私は聞こえてならない。そんな意味では「すること」とか、「したほうがいい」とかという、そういうもっとやさしい言葉のほうが私はいいような気がしますね。

- 久保委員 二元代表制ですけども、何度も言うようにですけども、僕はあと1年で議員をやめますけれども、でも今現職議員として、こういう言葉が出て、区長にも入っているなら、それは納得しますけれども、議員にだけこの言葉が入って、おまえたち、二元代表制の一翼を担う立場にいるんだよということを住民から意識改革を迫られている議員であることが非常に苦痛ですね。そう言われる新宿区議会議員かと。それなら何で区長にも入れないのかと。

- 大友委員 そういうことではなくて、新宿区の区長がそうだということじゃないですよ。今、マスコミで騒がれているじゃないですか、こんな議会なんて要らないなんて言うような首長さんが今いるわけじゃないですか。そういうふうにマスコミから聞かれるような、報道するような、おもしろおかしくやるような状況になっているわけですよ。同じ政党だと思うんですけども。

- 辻山座長 どうぞ、あざみ委員。

- あざみ委員 だから、議論は私たちが頼りないとか、中山区長が強過ぎるとかということではなかったんです。全国的な首長と議会のあり方のバランスがそう見えると、皆さんから見ても、そういう意味であえてなんです。

二元代表制という言葉がわかりにくいというところは、確かにそうなんですけれども、でもこれを読んだときに二元代表制って何って思ってもら。気づいてもらうところを私たちはあえてやりたいと。

何かさらっと読むと、何かさらっと読めちゃうんですよ、これがないと。だから、入れたと。二元代表制を入れようねといった後、その後政治倫理条例の話なんかをしているときに、政治倫理条例の中にも二元代表制じゃないんですけども、「区政の共同運営者として」という言葉があった。これを見つけたときに、これは二元代表制の別の言いあらわし方をしているねということで、倫理条例にもあったねということでちょっと入れていいんじゃないかというようなこともありました。

- 辻山座長 どうぞ。

- 小松委員 そんな意味で、わかりにくいと言われているからこそ、二元代表制という言葉がわかりやすくないといけないんですよ。

ということで、佐原委員、先ほどおっしゃられましたけれども、二元代表制という言葉が一般的になる、ならせるために、これはあえて入れようということで入りました。

- 辻山座長 どうぞ。

- 斉藤委員 この二元代表制は、区民検討会議の中でも難しいことはどうしようかという話も出たんです。なしにしようという話もあったんですけども、この二元代表制というのは大変重い言葉なんですよ。

ですから、あえて、やはり区民に知らせるために、要するに議会も区長も投票で、選挙で上がってきた大事なポジションだと。それをあえてこの中に二元代表制という言葉を使って、区民にもう一回知らしめるために二元代表制を入れたと。これはやはり区民検討会議の中で、かなり議論があったんですけども、一応ここにおさまっただ。ですから、この二元代表制というのは、我々のために載っけさせてもらいたいという言葉です。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 私はこの問題では、最初に今、斉藤委員が言われたとおりのことを言いました。よくわかりましたので、オーケーです。

○辻山座長 それでは、一応論点は3つで、今出た二元代表制という言葉がこの中に盛り込むかどうかということ。それから、何々しなければならないという表現をどうするかということ。もう一つは政治倫理条例というもの、これも二元代表制と同じようにある種の啓発的なといいましょうか、そういう意味で置いておきたいという、そういうこともございましたが、これをそれぞれどうするかということですが、最初に二元代表制という文言を残すということについてはよろしいでしょうか。

○根本委員 意見じゃないんですが、今、作業チームが二元代表制というのはそういう意味で入れたというのは、聞いていてわかったんですが、恐らく区民の皆さんから言えば、二元代表制けれども、執行機関のほうのはるかに力が強くて、何やっているんだということはあるに違いないというふうに思って、ずっと聞いていたんですけれども、そのとおりなんですよね。そのとおりだという我々の反省もあるんですけれども、もう一つは性格も違うんですよね。我々は議決機関であるけれども、執行機関ではないんですよね。

それから、例えば予算規模だとか重要案件については、議会の議決を経なければならないということになっているわけですよ。そうすると、執行機関はひょっとしたら区長は我々の議決がなかったら動けないということだから、二元代表制の中でも性格が違うし、我々の権限のほうが強いのかもしれないということになるわけですよ。

そのことを生かしているのかというと、我々は38人の合議制だから、なかなかまとまらない。区長のほうはたった1人の長が職員にそのまま下命すれば動くわけだから、こういう性格の違いをどうしていくのかということなんかも含めて、我々は今このことを議論するのはせっかくだから、そういうことなんだということなんかもぜひ御理解いただきたいということなんです。だからそうすると二元代表制の一翼なのかなと、あるいは二元代表制の両輪としてのというようなこと、一翼というと二翼で2つかという話になるんだけれども、言葉としては非常に弱いなというふうに思うんですよね。

それが1つと。

もう一つは、残すか何かにしても、我々は区民が議会を設置するわけですよ。そうすると、議会は「しなければならない」じゃなくて、何々をする。我々がするんだから、ここは「しなければならない」というのは、なかなか言葉としては整合性がとれないというふうに私は今聞いていて思った。

○辻山座長 斉藤委員。

○斉藤委員 今、両輪と出ましたよね。ただ、両輪というと同じような進み方をしていくというようなどらえ方があるんじゃないかと思うんですよ。ですから、反対に二元代表制というのは両輪ではなくて、力は一緒なんだけれども、でも意見が戦うところがあるんだと、両輪だと常に同じようなところに進んでいってしまうという意味があるんじゃないかと思うので、両輪というのはちょっと違うんじゃないかと思いますけれども。

○根本委員 要するに一翼なのかということ、一翼なのか……。

気持ちとしては、二元代表制の一方の代表としてという気持ちだね、我々は一翼じゃなくて。だから、一翼だと思ってないんだよね。二元代表制ではあるけれども、一方の代表だ。一翼じゃないという気分がある。その言葉が適当な言葉があるのかどうかということと、それとさっきの話で言えば区長も一翼ですねという話に言葉としてすれば、区民は区長を設置する。区長の責務というのは努めるものとするでしょう。だから、我々も区民は代表として議会を設置する。議会は代表としてこういうことを努めるものとする、こういう話になってくる。それは重要な一翼という言葉なんだけれども、重要な片方として、その辺がなかなかこっち側がすっきりしてないんじゃないかなと。

○辻山座長 野尻委員、どうぞ。

○野尻委員 先ほど根本委員がおっしゃった議会がまとまらないというお話なんですけれども、まとまらないというところに区民はどちらかという目がいつてしまうんですね。ですから、区長対議会というふうにとらえるのが本当なんだろうと思うんですけれども、まとまらないところに目がいく。であるから、二元代表制ということをきちんと入れていったほうがよりわかりやすくなると思うんですね。

それで、二元代表制ですから、それはもう1つずつの翼があるわけで、まさにその一翼を担っているという言葉が的確ではないかなと思います。

○辻山座長 どうぞ、大友委員。

○大友委員 野尻委員をまた補強しちゃって申しわけないんですが、要するに議会として情報を共有しようよという形ですよ。ということは、議会全体としてそれで情報を共有しながら、区民と話し合いながらやっていこうというような形で、議会という一つのかたまりと区長という先ほど言ったように、今、中山区長がどうかこうかというんじゃなくて、今後何か独裁者みたいなのが入ってきたときに、そういうときに議会が立ち上がっていただくためにも、こういうような一翼というのをに入れておいたほうがいいんじゃないかという思いがあるんじゃないかなと思うんですよ。そういう、だから議会としての情報を共有するために、3番のところで言っている。そういうようなシナリオで考えていければと思います。

○辻山座長 どうぞ。

○木全委員 骨子案の検討グループの中でも、随分この話をしてきた中で、ここのまとめのところにも書いてありますけれども、ほかに適当な言葉が見つかるのであれば、二元代表制という言葉じゃなくてもという議論はしてきた中なので、ここでもいいアイデアがいただけるのであれば、そういったことも取り入れてもう一回検討するということも可能だとは思っているんですけれども、今まで骨子案のAチームの中では、そうした議会に対する期待が非常に大きいということを受けて、今回この言葉をほかに先ほどもあざみ委員のほうからありましたけれども、共同運営者としてという言葉も別の条例では使っているんですよ、議会の役割の中で。

そういった言葉も出てきた中で、それもいまいちぴんと来なかったというところもありますので、今回の議論を踏まえて、いい方向性が出れば、またそれを参考にしていきたいというふうには思います。

○辻山座長 設置のところでは、代表機関として議会を置くわけよね。その代表機関は区政の中でどういう位置にあるかといえ、二元代表の一角だよと、こういうことを言いたいわけね。

それはどうでしょうか。確かに、今までの基本条例では見なかった単語かもしれないと今僕もちょっと思い出しているんですけれども、それだけの問題意識を持って入れていこうということであれば、十分理由は成り立つというふうに思うし。

どうぞ。

○加賀美委員 根本委員がこだわっているのは、一翼というところにこだわっているんじゃないかと思うんですよ。区民代表のほうは、二元代表制を入れたいという思いがあるのですから、一翼という言葉をやめて、例えば議会は二元代表制の一方の機関としてとか、そういうような表現でうまく双方がおさまればいいかなと思うんですけれども、根本委員はどうなんでしょうか。

○辻山座長 すばらしい提案だと思いますけれども、一方の機関であれば一翼よりはまし。

だから、一翼というのは……。

樋口委員、どうぞ。

○樋口委員 大したことじゃなくて、一翼を担うじゃいけないんですか、根本委員がおっしゃっている意味がよくわからない。何にこだわって、一翼を担うでは御不満なのか。

○根本委員 私は二元代表制の一翼というのは、区長のほうが一翼としてあるなら、わかりやすく議会も一翼だということになるんだろうけれども、ここで一翼ということだけ唐突に出てくるという感じがするのが一つと、一翼というのはどうも何か私の頭の中では一翼なんだよね。半分じゃないんだよね。

- 辻山座長 そうか、一隅というようなニュアンスでとられるかもしれないね。
- 根本委員 それで、そういうことなんだよな。だから、その2つの翼の片方の翼だよという意味というふうに理解するの……。
- 辻山座長 双方の翼で飛ばないと、鳥は落ちるということを意味しているんですよ。
- 根本委員 翼というのは、4つある翼はないのかな。
- 辻山座長 どうぞ。
- 斉藤委員 要するに、これは翼ですから、本当に飛行機みたいなもので、これが両方がなくては飛べないんですね。これはやはり区民の目から見て、両方とも大事な機関なんです。ですから、どうしても二元代表制というのは、そこにどうしても入れたいと。翼がいいとか悪いかというより、一方も余り何かぱっとしないですよ。一翼のほうがかきれいにまとまっていて、いいんじゃないかと思うんですけども、輪だと車ですから、地面ですけれども、飛行機は自由自在に飛ばなくちゃいけない。この区政を議会と区長で思ったところに、いい方向に持ってってもらいたいという気持ちも一翼にあると。いい言葉ですよ。何せ胴体は区民ですから、方向性を間違えないようにお願いしますということです。
- 辻山座長 どうぞ、樋口委員。
- 樋口委員 今のお話はわかったんですけども、根本委員は一翼というと非常に幾つかあるところの一部というふうにとられるという、でも翼というのは今言ったように2つなんです。だから、それを区長と議会ととらえたということで、言葉の使い方としては間違っていないと思うんですけども。
- 根本委員 わかりやすく言えば、区民は、二元代表制の一翼として区長を置く。そして、議会の側も区民は二元代表制の一翼として議会を設置する。これはわかりやすいですよ。あるいは地方自治の根幹として、二元代表制の区長と議会を置く。これならわかりやすいと思うんですよ。けれども、区長が最高機関みたいなことを前提とした形で我々が二元代表制の一翼というふうに、そういう感じとしては解釈できないかという心配をしている。
- 辻山座長 どうぞ。
- 山田委員 私も同じような印象を持つんですよ。さっき言ったように、冒頭言ったように、二元代表制、一翼か二翼かはとにかくとして、区長と議会が二元代表制ということをそれぞれ自覚をするなら、自覚をさせたいなら、あるいは区民を啓蒙したいということであるならば、議会のほうだけ何で入れるのかということになるね。区長のほうだって当然言わなきゃだめで、そういう意味だったら。片方は言わないで片方だけ言うというのは、別の意味合いがあるんだろうと。それは議会のほうが今まで十分任務を果たしてないと、二元代表制の一翼を担っているんだから、もっと自覚をしてきちんとやりなさいという、そういう意味合いがあるんだというふうに私は思うんだよね。
私はそうだとするならば、何でそんな自治基本条例にそういうことを載っけなくてもいいんじゃないかというふうに思うんですよ。載っける意味がよくわからないということと、要するに載っけるということであるならば、区長のほうにも当然載っけるべきだと。きょうの解説の中でも、議会と長は対等の関係でと書いてあるわけですから、片方は抜きにして片方だけ入れるというのは、何かつり合い上もよろしくないんじゃないかというふうに思います。
- 辻山座長 どうぞ。
- あざみ委員 チーム1で議論したときは、区長のほうには載せなくていいというふうに決めてはいいんですよ。いないので、そういう御意見があるのはもっともだと思うので、私は、だったら区長のほうにも載せていただきたいとチーム2に申し上げたいと思います。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 質問なんですが、ここに二代表制の説明を加えるとありますが、この説明というのは、この条文の中に入れてしまうんですか。もし入れるとしますと、ここに結構説明が長く書いてありますけれども、もっと簡潔に区長と議会とが両翼を担っているようなことをはっきりこの条文の中で入れていけば説明がここに入ってくれば、別の細かい解説が何かありますよね。そこではなくて、この説明文はここに入れるということですよ。そうしますと、ここで区長と議会と入ってきますから、あえて区長のほうを出さなくてもいいかもしれないですよ。

○辻山座長 どうぞ。

○あざみ委員 説明のところについては、最初定義に入れようかということだったんですけれども、ただ定義するまでもなく二代表制というのは言葉の意味が決められているだろうと。ただ、定義には合わないんじゃないかと。そうすると、説明ということになって、説明をどこに置くかというのを最終的に決めましたっけ、解説に入れるということにしたんでしたっけ、逐条解説ですね、今おっしゃった。そういう結論だったと思います。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 2チームにけんかを売られちゃって、そんなに言うなら区長のほうにも入れると。僕は2チームに入っている人間として、その辺の課題が出たら拒否したいと思っています。

地方分権が進む中で、一番言われているのは、地方議会がもっともっと活性化し、力をつけることがこれからの地方分権で必要だと。なぜならば、現在の地方自治の根幹は長を直接選挙で選び、そして議会を直接選挙で選ぶ二元制だと、その片方の区長は執行権を持ち、予算権を持ち、そして部下の任免権を全員持っている。ある意味では大統領と同じ権限を今、日本の地方自治体の長は持っている。強力な権力を持っている区長に対して、議会がこれからもっともっと住民を代表して存在意義を高めていかなきゃいけない。

だから、そういう意味では10年、20年かけて、議会が本当に大統領制である片方の長に対して、きちっと対等になる、そういう議会になることが一番地方分権で望ましいわけだから、そうなったときに新宿区の自治基本条例の中で議会だけ二元制の一翼を担うという言葉がある。それが実はそうなったときは死語になったと、そうしたらお互いに喜ぶべきじゃないのかと思いますね。だから、僕は2チームで区長のほうにつけることには反対しますよ。。

○辻山座長 でも、2チームの冒頭の2番に区長は、二代表制の一翼を担う機関として区民の信託にこたえ、公平公正な区政運営を行うものとするを入れてしまえば、くどいようだけれども、バランスはとれるんでしょう。

○久保委員 だけれども、言いたいことが全然消えちゃいますね。要は区民の代表だということを区民が置いたんだということを言いたいんだと思う。だから、余計な文言は絶対入れないほうがいい。

○辻山座長 そのニュアンスの違いがちょっとあるので、根本委員が引っかかっているんですよ。区長のほうに置くのは、ちょっと余計な文言に思えてしまうという感じがあるんだね。

さて、どうしましょうかね。

これはもしこの文言を使わないとすれば、「議会は、区民の意思が的確に区政が反映されるよう」とかというふうに抜いちゃうだけという表現になるわけかな。

○根本委員 今の議論は、区民による区長の設置を先にして、区民による議会の設置は今後の議論なんですよ。だけれども、我々の条例案の提案は区民は議会を設置する。その後に区民は区長を設置するになっているんですよ。それは多分思いとしては同じことなんだと思う。議決機関としての我々がもっと頑張らなければいかなんかということで、もっと我々も自覚して、そういうことをやっていこうという思いは一致しているんだと思うんだけど、多分今までの評価のところで区民の皆さんと我々のところで言うと、我々の反省点みたいなどころなんだけれども、そういうふうに出てきているんだというふうに思うんですよ。

だから、ここは全部ずっとでき上がったときに、私らはまず議会の設置だということを前に持ってこうということを提案しようと思っていたところなんだけれども、だからそういうような流れで頭で考えると、区民のはまず議会をつくったんだと、そして合議制の中で執行機関たる長を委任しているというふうな頭だということだから、どうも二元代表制の一翼としておまえらもっと頑張れよというのがそのとおりなんだと、そのとおりだと思って今やろうとしているんだという話のところで言うようなことが伝わるには、二元代表制を担う機関として一翼を取っちゃうとか、それは我々は我々で相当な思いで、見えないかもしれないんだけど、それは見えないのは改善なくちゃいけないというふうに思っているんですけども、しかし見えない中で議員は相当結構今自覚しながら頑張っているという思いがあるから、そこはそこで余りおまえら、何やっているんだというふうにとられるような表現の仕方はしたくない。

だから、「しなければならぬ」という言葉も私は異議ありなんですよ。もともと区民がつくったんだから、だからするということで「努めるものとする」とか、区長と同じでいいということのような意味で、この二元代表制のところもとらえてほしいんですよ。

○高野委員 一翼で問題ない。

○根本委員 そんなことないですよ。大事な話だから今こうなっているんでしょう。区民討議会だってこのコマをやるんだから、それは、だから作業チームでもう一回やってくださいという話ですよ。だったら、ここで時間がないというんだったら。

○辻山座長 どうぞ。

○高野委員 言いづらいことを言わなきゃいけないと思ってますが、言いづらいことは言うのはやめます。これはけんかを売る意味はないから。

今、ここで書いているのは、ある意味で区民は区長を選んでいるという感覚は実はあるんですよ。けれども、議会の皆さん、議員の方を選んでいるというより、何となく票を入れているという感覚しかないの、だから結局はいろいろな今議決機関というか、議決権あるということに関しても、そうなんだという感覚しか実は区民委員は余りそういうのが、だから議会の話になるとみんなわからないんですよ、区議が三十何人いても。だから、結局はここに書いてあるのは、さっき根本委員が言われたように、こちらからの懇願か、そんなような文章しかないと言われたら、それっきりかもしれません。

だから、そういうことを考えていくと、だからお願いしますよという部分を条文に入れられないので、だからそういう形で何とかこういう形で書きっぷりとしては、こうしたいなというような部分で書いていますので、だからその辺の部分を御理解いただくということと、あとさっき久保委員のほうからお話があったあの辺も我々のチーム1でもっと詳しい話を実はしています。ただ、その辺の部分をあえてこちらから言うという必要もないし、今ここで出す必要もないので、だからその辺の部分をここで今討議するということが要するに一翼を担うのか、その一翼を取るのか取らないのかというだけなのか、あるいは本来の二元制というものをどうするのかということが見えていないのに戻すということは、ちょっと理解できないということを今思っています。

○辻山座長 どうぞ。

○小松委員 「一翼を担う」という言葉がたった2つしかないうちの1つの翼という表現よりは、日本語としては「一翼を担う」というのは、たくさんの一隅を担う、要するに力を持っているという意味合いのほうが一般的に使われているかなという気もしますので、これを取って「二元代表制の機関として」とかというのに、確かに「一翼を担う」という言葉はちょっと小さなイメージは、唯一無二のそのうちの一つという感じはしないですね、一般的に使われる言葉として。2つある翼の片方というよりは、「一翼を担う」という意味というのは、そののところをとらえる人も一翼を担っていきいたいということは、そういう感じもしないでもないなと、これを取ったらどうでしょうね、「一翼を担う」。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 二元代表制という言葉は、地方自治なり民主主義が出たころ盛んに使われた言葉で、昔に返ったんだと思いますよね。そして、その言葉を今使わざるを得ないという区民の思いがあ

るわけで、そして二代表制を言った場合に一翼を担うというのは、慣用語みたいになってきましたよ。二代表制という言葉が出たときは一翼を担うというふうに使われたことは事実です。最近言われなくなった。だけれども、ここでそれを復活して、一日も早く首長の対抗する本当の私たちを代表する機関になってほしいという思いを表現しているわけだから、わずか10字か十何字の問題でしょう。こんな一生懸命第1チームがやったのは載せましょうよ。これをつぶしたら、今度は第2チームが出たときにさんざんたたかれて、おれたちだって困っちゃうよね。

○辻山座長 どうぞ。

○根本委員 今後のことをお願いするという意味が私はちょっとわからないんだけど、多分区民の皆さんの今の議会に対するいら立ちなり、期待なりというのがちょうど今出ているんだろうというふうに思うんですよ。だから、大事だというふうに思うんですね。この議論はほっておいて、区民討議会にかけても、余りああ、そうですかという話がなっちゃうということだから、ここの中で信頼関係がつくられていくということが抜くか抜かないか、そういうことが重要だと思うんですよ。

だから、恐らく皆さん方の意見は、私らも言いたいと思うことはわかる。私は私の中で何とかしなくちゃというふうに思うけれども、38人いるわけだから、そうなかなかうまくいかないし、さっきの例えば地域の説明、議会として地域の説明に出るんだというふうに言っても、そうしようという意見と、それは議員の責任だという話になるわけで、後でもう一回質問しようと思ったけれども、「議員は、区民の意見を集約し」というのは、どういう意味ですかというのは後で聞こうと思ったんだけど、だから大変重要な議論を私はしているというふうに思っているんですよ。

そして、お互いが多分同じようなことなんだということが伝わってくれば、作業1の皆さん方は多分2人がそう言っているんだから、相当議論されてつながったんだけど、私たちはそこが聞いてなかったから、多分その深まる過程がわからないから、今そこへ行こうとしているんだというふうに思うんですよ。だから、そんな思いでちょっと私たちの意見も聞いていただけるとありがたい。

○辻山座長 だから、ことほどさように区における議会というのは何なんだということは、みんなの中で合意がないのよ。だから、どういうものとしてつくっていくかという思いでこの条例をつくらなきゃしょうがないよね。

どうぞ。

○樋口委員 今の議会がどうこうというだけでなく、二代表制といいながら、首長の権限とか、機能とか、強いですね。結局、もちろん公選で、そしていわゆる市民の長であるとともに行政の長と言われるように、2つの側面を区長は持ってますよね。行政のもちろん人事権も持ち、それから予算提案権も持ち、議会の招集権も持ち、もちろん決定は議会ですけれども、それを執行していく行政の長ということで言えば、それだけ見ても絶対私は首長のほうが強い権限を持っていると思っていますよね。

だけれども、区民から見れば選挙をして選ぶのは首長も選ぶし、議員も選ぶ。議員は確かに38人ですから、首長の1人に集約される権限とそれこそいろいろな考えの中で分散される部分もあるけれども、でも議会という中では、その中で意思を統一していく多数決の中でやっていくということで、だから現実的に言っても議会は私から見れば弱いところにいると思う。

でも、二代表制で同じような意思を託して区民は選挙するわけですから、そういう意味で言えば、先ほど久保委員がおっしゃったように、私はこの二代表制のところを議会のところにこそしっかり入れておきたいという思いがあって、それで一翼を担うというのは、語幹としてそういう部分があるのかもしれないけれども、でも考えてみれば翼は2つであって、そのうちの1つなんだということで言えば、使い方としては間違っただけじゃないと思うので、このチーム1の案というところでしていただけたらと思います。

それで、区民検討会議の中でもお願いするとか、何とかとか、議会はだめよとか、そういうのじゃなくて、自分たちの代表で出ている人にはそういうことを託していきたいという思いでこういうものを入れたと思っています。

○辻山座長 どうですか。

どうぞ。

○齊藤委員 今、区議会は38名ですよ。その38名、1名だと区長には議員として勝てないわけですよ。議会という大きい翼があるから、区長と対等に渡り合えると。ですから、どうしても一翼なんですね。議員は1名なんです。議会は38名、そこが大事なところなんです。だから、議会も区長と同じぐらい力があるんですから、だからそこで区長と対等の片方の羽根を持って頑張ってください。そういう意味で、我々は言っているのであって、やはりこの一翼というこの言葉の重さというのは、我々としては取りたくないと思っています。

○辻山座長 どうぞ。

○野尻委員 議会が二代表制の本当に重要な部分を占めているということも、これを入れなかったら逆に言えばわかりづらいですね。だから、絶対にこれは入れておかないといけないと思いますし、一翼を担うというの、そういう言葉がありますので、ですからこれはこの言葉が一番適していると思います。

○辻山座長 取り立てて規則をつくっているわけではありませんけれども、多数決はしたくないので、それぞれ落としどころを考えていただくことになりますけれども、例えば一翼ということについて、小松委員が発言されたような誤解を受けるという部分はあるかどうかということは検討されて、もしそんなことがないのであれば一翼でいいだろう。

一翼というと、たくさんで担っている人たちの一部分だという受け取られ方が世間にあるとすれば、それは議会にとっては大変憤慨ものになるということですので、例えば二代表制を一方で代表するとか、一方で担う機関とかというような言葉で代替できるのであれば、検討してみたいと思いますが。

どうぞ。

○大友委員 2つと言って、それで3つも4つもないんですから、二元と書いてあるんだから、2つなんだから1つ、その一方だという解釈、それはまずそう思っていることがまず一つ。

それから、先ほど久保委員がおっしゃったように、だから非常に二代表制というのが何か終戦直後のマッカーサーが来たときぐらいのときにはやった言葉ねと言っているんですけれども、逆に言うと今もう一度地方の時代が来るわけじゃないですか。そこで、例えば事務委任で3割自治だとか言われていたのを10割自治にしくちゃいけないんですから、そういうような形で言うと、議員さんの議決の範囲というのは大きくなるような気がするんですが、そこら辺私は素人なんですけれども、そういう意味でも逆に今もう一回原点に返って、二代表制というものを高らかにうたい上げるのも一つなんじゃないかなと思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○辻山座長 理論史で言うと、ずっと憲法93条は最初は大統領制的な制度と言ってきたんですね。一時期それを変えて、首長主義というふうに言う人が多くなっていて、最近は二代表というふうに言うというのは、むしろ議会への注目が高まったということだとは思っているんですね。

ただ、政府部内の最近の地方行財政検討会議なんかの議論を見ていると、二代表制的な緊張関係を崩そうという意見が結構あって、首長が議会の有力者を副市長に任命できるとか、部長に任命するとかということで、それは二代表制じゃなくなるだろうというような一方の議論も出てきているという中では、非常に緊張感の高い議論に今なりつつあって、全体としては地方自治体の組織について多様性を認めていこうという方向のようなんですね。ただ、憲法93条の制約がありますので、どこまで多様性を広げることができるかというのはちょっとわかりませんけれども、そういう中で新宿区の基本条例が二代表制をみずから名乗っていると、宣言しているというのは、それはそれで一つの立場性だなということは、僕は感じながら見ていたんですけれども。

これは専門部会のほうはどちらでもいいということですかね、大体。

○針谷委員 どちらでもいいということはありませんけれども、二代表制という言葉だけを残して何かつなげようとするとな非常に無理があると思いますので、やるのであれば残すか取るかという選択しかないのかなというふうには思います。これを二代表制と機関をつなぐ言葉を別の言葉をくっつけるというのは、ちょっと厳しいかなというふうには思っているところでございます。

もともとあえてというような表現になっていますけれども、あえてなので、二代表制の一翼を担う機関と言っているのは、次に続いている文章がきちんと説明はしているよねと言いながら、あえてこれを入れているというようなチームでの話し合いでした。

- 辻山座長 ただ、取ってしまうとちょっと寂しいので、私なんかが考えるのは繰り返すと。最初の区民の代表機関として議会を置くと言っているの、議会は区民の代表機関として区民の意思が的確に区政に反映するとか、何か入れるとかということをしないと、ちょっと寂しくないかという感じはするんですけれども、ただ恐らくは区民の代表機関というだけではちょっと足りなくて、だから区長ときっちりと向き合って、区民の意思を実現していく機関だよという意味を込めたいわけよね。
- 久保委員 議会は区民の代表機関としてという言葉にして、この代表機関という言葉でノートで二元代表制の一翼を担うと言っていることなんでって説明してだめですか、解説で。それでは、やり切れない。二元代表制を入れるということでは、解説書にでかでかと載けると、字を一回り大きくして。
座長、続けていいですか。
- 辻山座長 どうぞ。
- 久保委員 僕も座長言われたように、さっきもちろっとだれかが議会なんか要らないんだという、金ばかり食ってろくなことを決めやしないと、決まるまでにああだ、こうだ、時間がかかるしと、首長がいることは事実ですよ。そして、そういう議会制民主主義に対する無謀な意見を住民が喝采する状況もあるんですね。そういう意味では、協議会の危うさというのが将来見えているわけ。そういう意味で、皆さんが二元代表制の一翼を担う機関なんだという意味で、議会のレベルの落ちるというか、格落ちを何としても防ぎたいという思いで載っけていらっしゃるわけでしょう。
そういう意味ですから、僕は斉藤委員がおっしゃったとおり、僕は斉藤委員がそう言ったんだって言っちゃったんだけど、それだと僕はそういう将来の議会の危機という危なさというのがあることは事実だから、それを支えるためにも、新宿区は二元代表制をあえて入れたということで、いいんじゃないでしょうか。そのことをうちの6人の中のお二人が一生懸命決めてきたというのは、その意味なんだというふうにとって、お二人の労をねぎらいますよ。
- 辻山座長 そういう意味では、この問題については議会全体で合意はとれるかということ課題にして、これで一遍幕を引かせていただくということにします。
それで、どうしても議会のほうでそれはだめだということであれば、もう一度ここで蒸し返すしかないということにいたしましょう。
それから、言葉づかいについては、「ねばならない」をやめて「ものとする」とかというようなことは工夫の余地があるのではないかと私も思います。それは可能ですよね。
それから……。
- 久保委員 新たに2点申し上げます。
「新宿区議会政治倫理事業その他の法令等を遵守し」というところは、僕はできたらやめてもらいたいと思っています。議会、あるいは議員は法律を守り、遵守しなくてやってはいけないんですね。市民もやっていけないんです、議員というのは。そんな当たり前なことを書かれたってどうしようもない。少なくともあらゆる法律に照らし、公正、公平な議会活動を行うという程度だったら了解できますよ。あらゆる法律に照らして、遵守するのなんて「いろは」の「い」ですよ。そんなことを言われるまでもないでしょう。やっていけないですよ、法律遵守しろなんて言われたら。と思いますけれども、少なくともあらゆる法律に照らし、公平、公正な議会活動を行ってくださいよというのならわかります。
- 辻山座長 どうですか、思い切って点から点まで取ってもいいんですけども、議員は公平公正な議会活動を。
- 久保委員 何か寂しいね。
- 辻山座長 寂しいでしょう。
- 根本委員 これは議会にも入っているんですよ、別に定める政治倫理基準に。これは政治倫理条

例に結構細かく規定されているから、ここで余りいろいろ細かく言うよりは、別に定める政治倫理基準にのっとってとか、従ってとかということのほうが条例を設けるんだからそれでいいんじゃないかという、そういうことで、久保委員がその後条例でいいんじゃないかと今言っているみたいなんだけれども、我々のほうもそれは入れてあるんだよね。

○辻山座長 もともとの議会案がそうですね。

○根本委員 だから、条例というのを入れるのか、倫理基準と、別に定める基準というふうにするかという議論の範囲じゃないかと思うんです。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 弁解させてもらおうと、議会の6人の中で一生懸命やっているときは、目がこうなっていて、三者で来ると目が開かれるんですよ。そういうことで御理解をいただければと。

○辻山座長 どうぞ。

○山田委員 ちょっと別のことなんですけれども、些細なことかもしれませんが、議員の責務の1に「議員は区民の代表として」と書いてありますね。それで、議会が区民の代表機関であるというのはそのとおりだというふうに思うんですけれども、例えば私が区民の代表というのはどういうことなのかなというふうに思ったりするわけだよね。区民から選ばれたというんだったらわかりますけれども、代表としてというのは、何か別の適当な言葉はないものですかね。

○辻山座長 僕もいち早くチェックはつけたんだけど、これは見過ごそうかなと思っていた。

○高野委員 ここも区民検討会議でも、区民の代表ではないではないかということは、この辺は話をしました。ということは、選挙で選ばれましたが、選挙で選ばれたけれども、支持者からもらった票であって、区民の代表ではないということをみんなが理解しているので、だからこの抵抗があったんだけど、区民じゃなくて住人かとかと、またその話になると、またこだわりますので、だからあえてここは区民の代表という形で、ちょっとすりりというふうな形で文言を考えてきました。

○加賀美委員 この代表といったときに、確かに山田委員おっしゃるように、自分の選んだ人というのは一部の人かもしれない。ただ、法学上は代表というのは半代表というのは一つの擬制という意味なんですよね。ですから、いろいろな地域によって、あるいは考え方によって一部の人がある人を選んだのかもしれないけれども、全体的に見れば有権者代表ですよというのが半代表で任命しているということなんです。だから、そこは余りこだわる必要はないと思うんですけれども、それで逆に手を挙げて選挙に出たんだから、皆さんの代表だという、そのくらいの思いを持ってやるのが大事だなと思うんですけれども。

○辻山座長 どうぞ。

○針谷委員 ここで言う区民の代表としてというのは、代表権といいますか、そうではなくて、区民の代表としていろいろなことをやってほしいというような意味合いの使い方だと思うんですね。選挙で選んだ人を代表しているのではなくて、区民の全体の代表としていろいろな事柄に当たってほしいんだという意味で使っていると思いますので、選挙権ですとか外国人ですとか子供たちですとか、そういうのではなくて、区民全体の、もっと言いますと区議会の政治倫理条例のほうでは、区民全体の代表としてとおっしゃっていますので、そちらのほうの方がわかりやすいのだとすれば、「区民全体の」というのは入れたほうがいいのかもかもしれませんが、意味合いはそういうような意味合いでございます。

○辻山座長 いいですか、山田委員はどうでしょう。僕も目をつぶろうと思ったんだけど、そういう慣用的な使い方と解釈すればいいかなと。かといって、「区民に選ばれた者として」という、「選ばれた者」というのは、何か嫌らしい感じがするし。

- 久保委員 「全体」が入ったほうがいいんじゃないですか。
- 辻山座長 そっちのほうがもっときつかなという気がしません。政治倫理で全体を代表するというと、いわば団体意思を形成しているように思えるんですよ。だから、みんなに投票してもらったものみたいな感じで代表してと。
どうぞ。
- 小松委員 私たち1チームは、さっき針谷委員がおっしゃったように、そんなことはしっかり、だから自分の支持者が自分を投票してくれたことにこだわらず、区民全体のために動かねばならないということは、話し合いの中でそのことは論議しました。その上で、この文言にしたと記憶しています。
- 辻山座長 では、そういうことで。
政治倫理条例については、これはどうしますか。もともとの議会案に戻しますか。つまり、引っかかっているのは、個別の条例に逆らっちゃいかんぞというニュアンスがあって、それはまた議員たちが改正できるということなのでという、それは翻弄されるぞと。
- 高野委員 その部分は、今、座長からの御指摘部分は特にこだわりはなく、ここで何で「倫理基準」というのを省いたかということ、上に基準の内容が書いてあるものですから、その部分が重複するんだよねということもあったので、じゃあ条例ということにしましょうかというふう書き換えたということです。
- 辻山座長 なるほど。
それでは、一応今の件については議会案の2にあるような、「委員は別に定める政治倫理基準その他法令等を遵守し、公正、公平な議会活動を行う」ということに一たんしておきましょう。
そのほか。
- 根本委員 2の「区民の意見を集約し」というのは、どういうことを想定しているのかなと。
- 辻山座長 ああ、集約ね。
- 根本委員 結局、要するに、区民の代表としての権限と責任と自覚で行動するということになるでしょう。そうすると千何百票から2,000票ぐらいの票を得て、いろいろな性格の議員がいるんだけれども、それが一つの自分のマニフェストなり、あるいは信条なりをバックアップしてくれているということになると、それが意見を集約しているんじゃないのという考え方もある。だから、そうじゃないんだよという、何か違うことをこれは想定しているのかなという。
- 辻山座長 そうね、「集約」というと何らかの手続が必要な気がするね。
- 根本委員 初めてだからさ、集約というのが。（「どこかで使ったんだよね」と呼ぶ者あり）そうそう、ほかにもあるんだよね、どこかに「区民の意見を的確に把握し」とかあるんだけれども。
- 辻山座長 「的確に把握」か。
- 根本委員 だから、2は……、区民の代表としての自覚で行動しろと言っているんでしょう。あとは政治倫理というのがあるんだから、そうそう。その2つで……。
- 辻山座長 「区民の意見に耳を傾け」とか、そういうようなニュアンスなわけ、これ。よく聞いて、反映させると。
- 久保委員 いや、この集約は違うでしょう。いろいろな人の意見を最大公約数とれというのでしょう。
- 辻山座長 と聞こえると。

- 高野委員 今、マイクなしで久保委員が言われた部分の意味は全く含んでいないんですけれども、ただ、ここで今「集約」と書いたのは、みんなは地域の課題ということで、行政も議会も、本当に地域の課題を理解していただいているのか、あるいは我々が「こういうことが課題だよ」と言ったときに、そのときに議会がというか議員も含めてですけれども、そちらのほうに提案したときに、その話がどうであるかということがあんまり理解されていないと。それで「そのことはこうだよ」ということで、逆にその断りじゃないんですけれども、「こういう考え方でどう」ということで、何となく断られたみたいな感覚があったりするから、だからあんまり話聞いてくれないとか、逆に、ワークショップをやったときに議会は地域のこと知ってるのかとか、話聞いてくれない議員はとかと、そういうふうなワードが出てきたものですから、ただ一応そういうことを含める意味で「集約」というふうな流れで記載しているのは事実であります。
- 根本委員 そうすると、我々のほうの逆に議会のほうで言えば、意見を集約した結果、対立しているというふうにもとれるわけね、議会の中の論争というのは。
やはり区民の皆さんの意見の違いが議会の中で出てくるわけですよ。そして、議論がなかなか煮詰まらないということになるから、だから、どこまで意見を集約しているかというのは別にして、それが38という声になるでしょう。そのほかで意見を集約するというのは何か、何か違う何かがあるのかなというふうに思ったんだよね。不十分ながら意見を集約している結果、対立しているというか、意見の違うことがしばしばあるというふうに我々は理解している。
- 辻山座長 そうか。僕はまた、議員活動としていろいろな区民から陳情を受けたり、陳情というような、頼み事をされたりするのを集約せずに区政に反映させるなという趣旨かと思ったの、ばらばらに。（「そういうとらえ方なんだ」と呼ぶ者あり）昔はやったどぶ板みたいな活動、「よっしゃ、おれに任せておけ」と言って「行政に言って話をつけてやる」みたいな、そういうふうにはばらばらにするなと。あちこちの意見をもらってきたんだったら、一遍集約しろと、出し合って、というふうなニュアンスかなと思ったのよ。それにはちょっと結構、議会改革の重大論点だからね、それは。
- 久保委員 会長が今言われた点は、どなたかもここで言われたように、やはり「区民の意見を的確に把握し」というふうにすれば、「的確に」という言葉でクリアしていると思いますけれども。それはどうですか、「集約」ではなく「的確に把握し」という。
- 辻山座長 そうなのね、責務の冒頭のところにあるのね。しかも「区政に反映させる」とあるから、同じことになる。だからこそ、ここは議員個々人が勝手に反映させるなという趣旨かなと。
- 根本委員 それは多分、3の政治倫理基準の中にあるんですよ。
- 辻山座長 しかし、前のほうは「議会の責務としての的確に」というふうになっていて、反映させろと言っているの、今度は議員個々人としての責務、役割を言っていますので、ちょっとニュアンスは違うんですよ。だから……、そういう意味では集約かもしれないんだよね。前にあるから、これは全くなくていいかという判断はどうですか。議会としての責務には入っているから。私が申し上げたような意味での口ききの行為は、倫理条例できちっと規制していると。
- 高野委員 冒頭で説明したように、これだけじゃあれだから2つ入れようかという感覚しか、実は、なかったわけじゃないんですよ。それだけじゃなくて、やはりこの部分も必要だよということなので、だからほかにあった部分をこの2項目だけは入れておかないとまずいねということなので、じゃあ、あんまり同じような重複だから、じゃあ今ちょっと横でバツにしましょうかと言って、ということで御指摘のとおり、中途半端な言葉だったら入れないほうがいいということで、ということでよろしくお願いします。
- 辻山座長 という提案がございました。よろしいですね。
それでは、議会のところ、ほかにありますか。余り時間を置かずに、ないものとして。
次は、区長の位置づけと役割のところについて、作業チーム2から報告を受けていこうと思います。
- 折戸委員 では、私のほうから。

これは前回、ここで1回議論がされまして、それを持ち帰りまして、それで2回目の議論ということでございましたので、前回の議論も振り返りながら、どこを直してきたかということについて申し上げたいと思います。

まず最初のところですけども、最初、区長の位置づけと役割というふうにあったのを、この前の議論の中で「区長の設置と役割」ということで「位置づけ」を「設置」に直しました。

それから、最初のところの1番として、最初のところは「区民は、区民の信託に基づき、区の代表として区長を置く。」というふうにしたんですけども、一つは、この中で先ほども議論がありましたけれども、議会のほうとのバランスも大事だよねということもございましたし、そういうことから、「区民は、区の代表として区長を置く。」というようにしました。

それから、2としては、「区長は区民の信託にこたえ、公正かつ」というのはやめて「公正で」、「誠実」というのもちょっとあれなので、「公平な区政運営を行なわなければならない。」ということにしました。

区民の信託に基づきという話は、この前の座長のほうからも、区民が区長に信託しているというのがどうなんだろうかという話があったというのはあります。区長はさっきも話題に出ましたが、かなり広い裁量を持っていますが、それは信託はしているんだからいいんだよというような話にもつながっていくということもあるので、これはとったほうがいいかなということです。

2番のところも誠実というのはかなり情緒的な話なので、行政には適切ではないので、誠実よりは「公平な区政運営」と言ったほうがいいのではないかとということで、直しました。

3番に、職員の指導については、公平かつ公正に区政運営の範疇に当然含まれるんじゃないかということで、1、2に絞り込んで、このようにいたしました。もしも、ここで今議論に出て行かなければならない、ねばならないということが、ものとするとか、そういった議論についてはあるのかなと思いますが、そのほかについては前回の議論を踏まえて、こういうふうになっているということでございます。

次にいきたいと思います。

次は、行政の役割と責務のほうでございます。

今回、前は「行政（執行機関）は、区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに」というのはあったんですけども、「区民に身近な基礎自治体を目指して」というのがあったんですけども、それをちょっと逆転させて、「行政は、区民に身近な基礎自治体として区民ニーズの的確な把握に努め、自らの判断と責任のもとに職務を執行する。」ということにしました。

それから、そのほかについては大体前と同じなんですけれども、やはりこれを目指すということよりも、目指すのではなくて、判断のもとに執行するというほうがいいんじゃないかということで、文言の整理をいたしました。そのほかでも、基本構想だとかいろいろありましたけれども、区民、議会、行政とたたき台なんかのエッセンスをミックスいたしまして、このような表現にしました。

あと、区民の学ぶ機会の保障の話ですが、これは区政運営の中で多様な方法により情報をわかりやすく提供して説明責任を果たすと規定した、基本的な考え方を位置づけるということで、場所をほかに移動したということであります。

それから続いて、職員の責務のほうにいきます。

こここのところが今回話題の中心かと思うんですけども、前の議論のところにも最初、職員は区民の一員であることを自覚して、区民との協働の視点に立ち、自治の実現に努めるということだったんですけども、区民の一員なのという話は、区民の一員じゃなくて職員なんだろうと。何が言いたいかというと、まず区民の一員というよりは、区民の目線とかそういう、区民の目線で仕事をしてほしいんだよということで、区民の一員というよりは、区民の目線を持って仕事をする職員が大事なんじゃないかということがありましたので、何て書くのという話があったんですけども、そこで「新宿区を愛し」というようなことで、これはちょっとかなりそうなんです。ほかになくて、やはり「区民の一員である」というよりは、「新宿区を愛し、区民との協働の視点に立ち、自治の実現に努める。」ということがよろしいんじゃないかということで、多分これは議論のあるところではあると思いますが、作業チーム2としては、「新宿区を愛し」ということは、区民の一員であることを自覚しという、区民の一員というよりは、これは区民の目線に立ってやるんだ、それはすなわち新宿区を愛しているんだよということで、この条例にこういう「愛し」というようなことがいいのかというのは、確かに考えたところではあるんですが、ぜひ2班の総意としては、この文言をもって、区民の目線で、区民の立場に立って仕事をする職員とすることが大事なんじゃないかということで、あえて入れてありますので、御批判とか御意見は甘んじて受けようということでございますので、ほかにもいい言葉があるのかということであれば

修正したいんですが、ないと思いますので、このままで。

それと、2番は、これもさっき議論がありましたけれども、最初「全体の奉仕者」と書いたんですけれども、全体の奉仕者という言葉では、最も身近な地方政府の一員であるということを感じて、あと、ここでも条例の名前を書くのもあれなんですけれども、公益保護のための通報だとか、職員の基準を守ることは当然でございますが、守るということで公正で公平に職務を執行すると。やはり職員は公正で公平に職務を執行するというのが職員だろうと。

あと、3番としては、職員みずからが職務の遂行に必要な知識の取得や技能の向上に努める、これはだれも異議のないことだということで思いまして、ここでは1番の「愛し」の問題、それからあと条例名をここに出して、そういうものを守っていくんだよということにしました。

それから、次のところは、あんまり議論はなかったんですが、行政運営のことです。

これについては、前回の議論では、これはあまり異論は出なかったのですが、例えば「組織相互の連絡」と書いたところは連絡よりは連携でしょうということで、「連絡」を「連携」に直しております。

それから、一番最後の5番目のところには、「区長は」と、ここだけみんな行政（区）はと書いてあるのに、ここだけ何で区長なのという話があったので、ここも上と合わせて行政（区）は、財政の健全化及び自立的な財政基盤の確立に努め、適切な方法で区の財政状況を講ずるというようなことにしました。

それから、一番最後ですが、情報公開・個人情報の保護なんですけれども、これは前回の議論の中では、2番として、1番はそうだねという話になったんですけれども、2番として、区政に関する情報を公開するに当たっては、個人情報の保護に配慮しなければならないとなったんですけれども、配慮するというよりも、配慮しちゃうんじゃないんだよ。配慮するんじゃないくて、そういう個人情報の保護を絶対しなくちゃいけないでしょうというような議論がありましたので、その関係で2番といたしまして、「行政は区が保有する個人情報を保護し、適切に管理する」ということは当たり前でしょうということで、明確に規定をさせていただいたということでございます。

2班のほうからは、以上でございます。

○辻山座長 同じチームの方で補足などございますか。

なければ、これについての議論は次回にちょっと回していただかないと、準備の関係でちょっと事務的に処理しておかなきゃいけないアンケートと、区民討議会のシナリオなどをやっちゃわなきゃいけないので、先ほど二元代表制について、議会のほうで検討してくれといった結果とあわせて、ここで議論させていただくということにいたします。よろしいでしょうか。

それでは、繰り上げて、アンケートの作問検討委員会のほうから御報告を受けたいと思います。

○斉藤委員 それでは、私のほうから報告させていただきます。

資料7は皆さんお手元にありますよね。これは、今までのやってきたことの内容ですから、これはあんまり重要視しなくても結構です。その後、区民アンケートの作問についてということで、これは一応ちょっと読ませていただきます。

1番が区民アンケートの目的。2番が区民アンケート実施概要。作問検討委員会開催状況ということで、第4回まで終わりました。もう完璧なアンケートができたと思っています。多分、質問はないんじゃないかと思いますが、ですよ。

それでは、説明に入りたいと思います。

まずアンケートの依頼文というのがあります。ここは、一応協力をお願いということで、こういうアンケートの依頼文、御協力をお願いということで出させていただきます。これは一応、アンケートの協力依頼と区民討議会等の意見収集の仕組みについて説明をしているということでございます。

続きまして、資料の2、これは一応案になっていますが、この中で一応、一番問題になりました「自治」という、四角囲ってあるところですね。区民アンケートのその下の最初の上の四角く囲ってある、「今、「自分たちのまちのことは、自分たちが責任を持ち、自分たちで決めていくこと」——自治——が、求められています。」。自治って一体何なのという質問があるといけなないので、ここでちょっと語らせていただきました。

次が「自治基本条例は」ということで、これは説明があります。一応この四角く囲まれたところは説明ということです。

続きまして、これは導入の部分に入りますが、これは導入の部分ですから、ある程度そのまま入っていければいいなと思います。導入の部分は、この辺は問題ないですよ。

続きまして、区分Aのところです。

この区分Aのところは、ですね。「あなたは、新宿区の自治の基本的な考え方として、どのようなことが大切だと思いますか」、複数回答2つまでということで、これは一応基本的な考え方として、この設問になっています。ここで「協働」という言葉が出てきます。一応、協働という言葉が多分区民の方にはわかりづらいんじゃないかということで、一応ここに説明があります。ただ問題は、「協働」というこの言葉がまだ整理されていませんで、一応これが新宿区の地域との協働推進計画の中に出てくる言葉ですよということで、ここに出させていただきます。

4番目、「あなたは、新宿区の「自治の基本ルール」として、自治基本条例の中にどのようなことを定めておくべきだと思いますか」、これは複数回答、幾つでもということです。これは、かなり数がたくさんありますが、数多くの例をあえて挙げさせていただきました。やはり全くわからない人に例を挙げておかないと、全然答えが出てこなくなるんじゃないかと思ひまして、例をたくさん挙げさせていただきました。

そのことによって、5番では「で回答したものうち、あなたが最も重要と考える項目はどれですか」と、これは単数回答で、この4番の中の、今これは番号を振っていませんけれども、番号は振るようになっていきます。この数の中から一番重要なものを挙げてもらうということになりました。

続きまして6番、「次の選択肢のうち、あなたが、新宿区のまちづくりの担い手だと思うものを挙げてください」。これは一応、まちづくりの担い手として考えさせていただきました。この「新宿区で活動している」というところが……、「地域活動」というのがよくわからないんじゃないか、ただ「活動している人や団体」ということにさせていただきました。

続きまして区分B、これは区民の権利と役割の設問です。この7番は、このような問題です。これは2つまでと。

8番目が、これが区民の役割です。区民の責務ということにすると、「責務」では重たいということなので、「役割」ということにさせていただきました。

区分C、これは区の役割です。「あなたは、新宿区の自治を考える時に、区の役割としてどのようなことが必要だと思いますか」、これも2つまでということです。ここで「区政運営の透明性を確保」と書いてあります、この「確保」もどういう意味かわからないんじゃないかということで、一応ここに説明が書いてあります。この説明で多分わかるんじゃないかと思ひます。我々は確保と言われると大体わかるんですけども、一般の区民の方にわかりづらいということで、一応確保の説明があります。

それから、区分D、区議会の役割。これはこのとおりの設問です。

区分E、区政参加として自分がやりたいこと、方法、手段ですね。これが区分Eの11番に入ります。

続きまして区分G、区政参加の仕組みとして重要だと思うことということで、12番の問題です。

これの中でパブリック・コメント制度、これも区民の方には多分わからないということなので、一応ここに説明を書かせていただきました。

区分F、地域自治を推進することで、こういうことを解決してみたいと思われるものですね。これをここにずっと列挙してあります。続きまして、この回答は複数回答、幾つでもです。

これもやはり、13番の複数回答によって、次の14番で最もふさわしいものはどれでしょうということで、13番では、かなりの例を挙げておきました。

それから、今後の展開ということで、条例制定後の周知方法、どのようにするかということで15番の質問になっております。

16番は、条例制定によるどのような効果があるかということで、この効果の一応答えがこのような形で出させていただきました。

それから、回答者の属性、フェイスシート、これは区民意識調査を参考にさせていただきました。やっとここに来て、今まで専門的な言葉から一番楽な、ほっとしたところに入ってくるわけですね。あなたのお住まいはとか、それからあなたの性別とか年齢、それから職業、それから場所ですね、新宿区内か区外か。それから、6番では何年住んでいますかということで、これは一応5年未満の前に1年、3年というのがあったんですけども、その辺はちょっと余りにも年数が短いので、5年未満から始めるようにさせていただきました。

このほかにも住居の形態とか家族構成とかありましたけれども、余りにも長過ぎると飽きるんじゃないかということで、このF6でとめるようにさせていただきました。

以上です。

あと別紙3は、これはアンケートと一緒に入れていく、くっついていくやつですね。その後にこれがアンケートのレイアウトです。文字の大きさがかなり大きくなっています。一応、このぐ

らい大きいほうが見やすいんじゃないかということで、このような形にさせていただきました。

それと、今後のスケジュールとしまして、6月4日にアンケート発送、それから6月14日に広報に載せます。表から2枚目、区民アンケートの作問についての、次の2ページ目に今後のスケジュールが載っています。6月14日に広報、それから6月中旬にお礼状兼調査協力依頼はがき、これは出した方がいいんですけども、まだ出してない方にはもう一度依頼するという形です。25日が締め切りで、10日が集計して、9月に報告書発行ということになります。

以上です。

○辻山座長 御苦労さまでした。

相当というか、もうほぼ完成度が高いんですね。

樋口さん、どうぞ。

○樋口委員 フェイスシートの5番目、7ページになりますけれども、ここでこういった方々が「現在のあなたの職場・学校はどこにありますか」で区内か区外か聞く、この意味は何ですか。何か余り重要とは思えないので、簡潔にするには、聞く必要があるんですか。何に役立つんでしょうか。

○高野委員 ただ寝に帰って行くだけ、要するに濃い区民、薄い区民。

○辻山座長 いいですか。

○佐原委員 確認。5ページの区分F。これで に での回答をしたもののうち、という記述がある。これも番号は振らない。（「これは全部振ります」と呼ぶ者あり）

○辻山座長 どうぞ。

○斉藤委員 こっち側の骨子案のほうに関しては、「区議会」と書かないで「議会」としてありますので、これも合わせていただけないかなと思うんですが。

単純に言いますと、D区分の10番のところが区議会になっています。それからA区分の のところも区議会となっています。その2つですね。よろしくお願いします。

○辻山座長 いいですかね。

○樋口委員 内容にはあれですけども、これはどの程度クロス集計をするんでしょうか。そういうことまでは、まだ決めていないんですか。

○斉藤委員 我々設問だけなんで、あとはプロの方に任せますので、そこまではちょっとわかりません。

○辻山座長 フェイスシートは、常識的には全部やるのが普通ですから、あとはクエスチョン同士でやるというのは、注文を発するということになりそうですね。これとこれとの関係、どうだいというようなことを、やってみてくれないとかというふうに。

○斉藤委員 それで、この設問は何しろわかりやすいように、答えやすいように、本当につくってあります。我々が使っている専門用語はなるべく使わずに、もう副議長から特に、だれでもわかるようにと、80歳のおばあさんでもわかるような質問にしてくださいということで、もうこれはみんなで一生懸命考えた質問です。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 7ページのF3ですけども、最初の18歳から19歳と最後の80歳以上を除くと、5歳単位にしている深い意味はどのような意味がありますか。

○辻山座長 どうぞ。

○事務局 こちらの年代の区分につきましては、区民意識調査の年代区分とあわせております。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 それでは、区民意識調査も含めて5歳単位にした思いというのは何なんでしょうか。

○辻山座長 どうぞ。

○事務局 区民意識調査の調査内容の結果と総体的に見れる部分もあるだろうということで、フェイスシートについては、極力、区民意識調査とあわせてつくりました。

○辻山座長 ほか、ありますか。

なければ、急ぎ、区民討議会の議論の経過について、まず御報告をいただきたいと思います。お願いします。

○針谷委員 それでは、資料の9でございまして、資料の9は第3回準備会の式次第を提示させていただきました。

第3回の準備会ですけれども、まず第2回の議事概要の確認ということで、その議事が次の資料となっているものですので、後でござんいただければと思います。

続いて、参加依頼発送などの説明といったようなことで、検討連絡会議の事務局から説明をさせていただきまして、この時点では5月10日に参加依頼状など1,500通を発送した上で、14日現在では11名の申し込みがありましたというようなことを御報告させていただきました。ちなみに、本日現在では125人にまで上っているところでございます。このときに60人を超えた場合は抽せんを行うというようなことも決めていたところでございますけれども、今の結果から、抽せんを行うということになっているところでございます。

それから、広報用チラシ案の検討ですけれども、こちらは傍聴に来ていただく方をふやそうというようなことでの傍聴を呼びかける内容で作成をしましたということで、2,000枚のチラシを作成しまして、10カ所の特別出張所、9カ所の図書館、本庁舎の関係窓口などに置いて周知を図るといったところでございます。会場の都合上、恐らく50名程度が限界になるかなといったようなところもあるところでございます。

続いて、区民討議会のプログラムの検討でございまして、この5月14日の前に作業部会という区民討議会の準備会の中に学識経験者を中心に行っている会がありますけれども、それを5月1日に行いました。その結果などをたたき台として、この日添付させていただいております。そこでは、8つのテーマといったようなところで、条例の基本理念、区民の範囲ですとか区民の権利と責務、住民投票の要件、地域自治組織の必要性、行政の役割、区民参加の方法、保障、議会の役割と責務といったようなところで検討を進めていったところでございますが、確認させていただいたところは、ここの自治基本条例は進化する条例といったところで合意はされているよといったようなところですか、区民参加の保障については、受ける仕組みづくりが必要になることや、コストの問題も発生するということのようなことも確認させていただいたところでございます。

プログラムの案につきましては、この後、事務局のほうから最新版について後ほど御説明させていただきますが、1日目に3コマ、2日目に3コマの2日間で6コマを想定しておりまして、先ほど申し上げた8つのテーマをどういうふうに行っていくかということで、まず1日目の第1コマは基本理念で肩ならしをしてもらうということです。

区民の権利と責務については、学ぶ権利について検討するかという話もありましたけれども、的を絞らずに権利と責務を3つ程度挙げていただくといったほうにしたほうがいいのではないかとといったようなことや、住民投票についてはさまざまな課題もあるけれども時間も限られているので、どんな内容だったら住民投票になるのかなというようなことで、想定する課題について議論してもらおうというのもおもしろいのではないかとというようなところで、新宿区の区民がどんなテーマだったらそういうことになるかといったことを、具体的に議論してもらおうといったような話でございます。

地域自治の推進につきましては、別に条例で定めるといったようなことでの話となっておりますので、自治組織についてというよりは、地域自治はどういうふうにあるべきかといったような観点から聞いてみたほうがいいのではないかとといったような話がございました。

また、行政と議会について、コマ数の関係であわせて議論をしたらどうかというような話もございましたけれども、意思決定、議決機関、立法機関である議会の部分と執行機関である行政の

部分を、この同じコマの中でやるのはちょっと厳しいのではないかといったようなことから、2つに分けたらどうかといったような議論になったところでございます。

そのほか、関連してさまざまな議論をさせていただいていったところでございまして、報告書作成の方針の検討までは至らずに、これは次回に持ち越しといったことになっているところでございます。

先ほど申し上げた抽せんのことですけれども、6月3日の13時15分から行おうといったことで、準備会はその後行いましょうといったことです。そのときに、まださまざまなことを決めていかなければいけないので、作業部会を5月22日の9時半から行いましょうといったようなことで、22日の議論を経まして次の資料へとつながっていくといったところでございます。

以上です。

○辻山座長 ありがとうございます。

今あった、事務局からの説明も。

○事務局 それでは事務局から、5月22日に開催されまして作業部会で検討された事項について御報告させていただきます。

まず参加者の抽せん方法なんですけど、先ほどお話がありましたとおり、6月3日に抽せんを行います。抽せんにつきましては公開の形で抽せんを行うという形で、既にホームページ等でも御案内しているところです。

抽せん方法ですが、現在125名参加申込者がいますけれども、今月31日の消印日を有効として、その対象者をまず60人、無作為で抽せんいたします。60人抽せんされた方は参加者として決定した後に、10人補欠の参加者を合わせてくじを引くということで考えております。10人引いた方につきましては、順位づけ、1から10までの順位づけをしまして、申込者で欠席の連絡があった場合については、順位1番の方から参加依頼をしていくという方式をとっていきたいと思っております。

こちらの順位者、補欠者のお声かけなんですけれども、開催日の1週間前までに欠席の報告があった方については、予備抽選している10人の方から順番にお声かけをしていきたいというふうに考えております。

抽せん方法につきましては、以上のとおりです。

続きまして、本日資料で提示しています資料10、区民討議会プログラム案につきまして、御説明させていただきます。

資料10をごらんください。それぞれのプログラムのテーマにつきましては、先ほど針谷委員のほうから御説明があったとおり、6つのテーマで開催いたします。1つは条例の基本理念、2つ目が区民の権利と責務、3つ目が住民投票、4つ目が議会の役割、5つ目が行政の役割、6つ目が地域自治の推進、以上の6つのテーマで区民討議会のテーマといたします。

それぞれの内容ですが、まず条例の基本理念につきましては、当日、辻山座長のほうの御都合が合わないということで、事前にビデオ撮影をさせていただいて、それをビデオレターという形で10分間放映する予定です。その内容の説明者、骨子案の説明者につきましては、そのテーマを担当しています検討チーム1の方から骨子案の事項について御説明をいただくということで考えております。その後に、区民、議会、行政の各委員から、それぞれの理念に盛り込んだその辺の思いにつきまして、それぞれ三者から御発言をいただくということで考えております。その後、質疑を終えた後、具体的なテーマにつきまして、発表時間を含めて60分間で議論していただくという予定になっております。

続きまして、区民の権利と責務についてです。

区民の権利と責務につきましては、検討チーム2のほうで担当していただきたいと考えております。骨子案に盛り込むべき事項の説明としましては、検討チーム2の中の区民代表委員にお願いしたいというふうに考えております。解説につきましては、10分間で区民代表委員から御説明をいただいた後、議会、行政の各委員からそれぞれ5分ずつ補足説明をしていただきたいと考えております。

議論のテーマにつきましては、右に書かれた内容のとおりです。議論テーマにつきましては、80分間で討議いただくと同時にグループ発表を行っていただくということで考えております。

続きまして、3つ目のテーマ、住民投票についてでございます。

住民投票の情報提供者につきましては、学識経験者によるミニ講座、住民投票とはそもそもどのようなものなのかということなどを20分で御説明していただきたいと考えています。具体的な検討チームの盛り込むべき事項の説明については、検討チームの3のほうで担当していただきたいと

いうふうに考えております。

続きまして、2日目になります。

2日目は、冒頭に辻山先生のミニ講座を30分間行っていただきまして、それぞれ議会の役割、行政の役割、地域自治について講演をいただくということで考えております。その30分の講演をいただいた後、議会の役割につきましては、検討チーム1に担当していただきまして、骨子案に盛り込むべき事項の解説につきましては、議会委員の方から10分間御説明いただきたいと考えております。それ以降、区民代表委員、行政委員の方から補足説明をそれぞれ3分ずつしていただきたいと考えています。議論につきましては、70分間でそこに書かれているテーマについて議論していただき、グループ発表をしていただくという予定になっております。

続きまして、行政の役割です。

行政の役割につきましては、情報提供者としまして、検討チーム2にお願いしたいと思います。盛り込むべき事項の解説につきましては、検討チーム2の中の区職員委員のほうから10分間で御説明いただいた後に、議会、区民代表の方それぞれ3分ずつ補足説明をしていただこうと考えています。議論のテーマにつきましては70分間で行って、グループ発表までやっていただきたいと考えています。

続きまして、6つ目のテーマ、地域自治の推進でございます。

こちらにつきましては、検討チーム3のほうで担当していただきたいと考えております。現状の地域自治組織の説明につきましては、生涯学習コミュニティ課長のほうで15分間御説明いただいた後に、議会と区民代表委員から5分ずつ補足説明をしていただきたいと考えています。

こちらの議論のテーマですが、ここにつきましては、あなたなら地域自治としてどんなことに取り組みたいのか、またどうすれば多くの人が地域自治組織に参加することができるのか、それぞれ3つ以内で御検討いただいて発表していただくということで考えております。

以上のプログラムにつきましては、6月3日に開催される区民討議会準備会で最終決定をしたと思っております。その決定に先立ちまして、本日それぞれのチームで説明者の役割分担について本日選任していただきたいと考えております。本日、今説明したプログラム案の質疑を行った後に、それぞれ検討チームごとに集まっていただいて、その時間帯で説明者について選任して御報告いただきたいと思っております。

事務局からは以上です。

○辻山座長 いいですね。チームごとにちょっと集まって……。

○久保委員 問題は抽せんなんですけれども、どういう機械を使うんですか。

○事務局 箱の中にそれぞれ番号札を入れまして、その紙を準備会に参加している区民、議会、行政の代表委員の方に箱から紙を抜いていただきたいと考えております。一応、それぞれから10名ずつ抜いていただいて、計60名選びたいというふうに考えております。

以上です。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 今、極端に言えば丸い玉にそれぞれ名前書いて、125個、25プラスアルファ出ると、125を入れて60回ガラガラッと回して1個ずつ出てる、それで60番目までが当選になるわけですね。

機械だってそうだし、人がやっても単純抽せんという場合は、人間がやることだし機械がやることですから、125の中で大半が60代、70代になることだってあり得るんです。そういうことについては全く気にしないで、単純抽せんをするということでしょうか。

○事務局 方法としましては、単純に抽選するという形をとりたいと思います。

年代についてなんですが、幸いなことに今回申し込んでいただいた方につきましては、各年代に及んでいるということで、29歳以下の方が16名、30代の方が22名、40代の方が21名、50代の方が18名、60代の方が28名、70代の方が14名、80代以上の方が6名ということで、各年代層に及んでいるということから、無作為で抜いてもある程度、その辺の比率というのは抽せんできるということで考えております。

以上です。

○辻山座長 どうぞ。

- 久保委員 最初に区民委員を抽選で選んだときに配慮をしたわけです。それはもう1万人、2万人という数の中だったら、そういうことはあられるけれども、125人の中だったら偏ることは絶対にあり得るんですね。それで、決まってから「ああ、しまった。60代、70代ばかりだった」となったって、もう後の祭りなんですよ。

そういうことを考えたら、やはり、後にも先にも初めての企画で、そんなにやらない討議会に、その辺の配慮をしてもいいんじゃないでしょうか。一定程度仕分けしておいて、抽せんをしていくということの方策を考えないと、あり得ることですよ、125を抽せんしたら。偏っちゃうということは、これは、必ず均等に出てくるものでは決していない、125の数では。そのことは検討してもらえないものなんでしょうか。

- 辻山座長 どうぞ。

- 事務局 この区民討議会の手法としては、一般的には言われる市民討議会の手法をとってやらせていただいています。これまで行われているやり方につきましては、あくまでも無作為抽出するという前提で進んでいるので、その選出過程においても、一定の作為を働かせて、抽せんするということは、一般的にこの討議会の中でもとられていないということがございます。

そういったことについては、単純で抽せんするということも既に御案内させていただいているところですので、年代別で抽せんするという方式は、事務局としてはとらないということで考えております。

- 辻山座長 参加呼びかけの中でも単純無作為でやりますと、抽せんしますと書いてあるわけ。

- 事務局 「単純抽せん」という表現は使っておりませんが、「参加申し込みのあった方からくじによる抽選で選出させていただきます」という文言は入っております。

- 辻山座長 どうぞ。

- 根本委員 私も今の久保さんと同じようなことを言ったんですよ。だから、考え方の問題で、今の答弁と全く同じで無作為抽出での1,000人だから、当然上がってくる人は、その中で上がってきたと。だから当然、そこから無作為で単純抽せんなんですよと、こうすることで理屈は通るんですよ。そういう理屈でいくのか、そうはいいても、今の中で言うと世代間とか性別だとかということなんかも考慮して、単純抽せんだということしていくのかというのは、きちんとしておいたほうがいいと思うんですよ、事務局の判断だというだけじゃなくて。僕もちょっと迷うところがあったんだよね。それはやはりできるだけ、女性と男性は半々ぐらいがいいし、世代間もいろいろな世代の人たちがいたほうが、討議会としては多様な意見が出るんじゃないかというようなことで思ったんだけど、それじゃ何のための区民討議会なんだという、無作為抽出なんだという意見は一方であるわけだから、どっちが正しいのかなというように、今、久保さんが言われたから考えたんですけども、どうなんですかね。

- 辻山座長 どうぞ。

- 高野委員 私は民間でディベロッパーやって、こういうときの抽選会とか、それからマンションの抽せん会、こういう無作為でやるという形がありますが、やはりその中には私的なものがありますので、そういう部分があるから、今回全く行政の本当に無作為でやってみて、本当にそれが寄っちゃった場合、そのときはもうしょうがないじゃないかと、それもいいんじゃないかと。それで、今度次回何かやるときには、その考慮した分を、どういうふうに今度は反映していくのかということでやってもらって、行政がこういうふうな形、こいつは支払いがいいからとかと、これは分けられませんよね。だから、これはやはり行政が主でやっているから、これはもうしょうがないということで考えたいと思います。

- 辻山座長 どうぞ。

- 久保委員 僕はあんまりしつこくないほうですけども、これだけはしつこく言いますけれども、高野さんの言い方は、ちょっと違うと思いますよ。ある意味、年齢を3区分ぐらいにしておいて、

そこの割り当てでやるというのと「こいつは支払いがいいから」という例とは、まるっきり違うんですよ。やはり区民討議会の本旨は本当に幅広い人たちから、それで金太郎あめでない人たちから、何とか多くの意見を聞きたいという趣旨でやるんだったら、偏ってしまうことだけは何とか避けるという、これは僕は考えていいものだと思って、しつこく言います。

○辻山座長 どうぞ。

○高野委員 例えが悪かったので、それは申しわけございません。ただ、今そこで自分としては、やはり満遍なく年代の意見を聞きたいというのはあるんですけども、これはやはりフェアな形で、なってもしょうがないんじゃないと。例えばじゃあ、この中で29歳以下の子が今16人いると言ったら、全部入ってきて、あとは80歳以上が6名とか、そういう形でこうやってやってくると、ほとんど真ん中のところは入ってこないという部分は、どうしたもんだらうという部分は、これはもうしょうがないんじゃないかというふうにしかならないと思うんですよ。

本当は年代別に分けたほうがいいけれども、では年代別に分けるということは、台帳からずつつくってきたのは、その台帳がどういう形でつくられて選んできたかというのは、年代別に台帳は分かれていないですよ。その辺から考えるとちょっとどうなのかなというふうに思っていました。だから、今さら最初から無作為でやるというっているのに、じゃあ年代別に選ぶのも、そのときに本当だったら逆に決めておけばよかったかなというふうには思います。

○辻山座長 どうぞ。

○久保委員 細かく年代別ではなくて、少なくとも、この18歳から80歳以降までの広範な年代をせめて3区分ぐらいにして、そこでやっていくということで、最終的にはしょうがないということだったらあきらめはつくんですけども、例えばそれは言われたように、若い人ばかりと言うけれども、20歳の老人もいるんですよ、精神的にね。60歳の若者もいるんですよ。そういう意味では、あなたのおっしゃることはわかるんだけど、少なくともやはり年代が偏らない方法が講じられるなら、そうやることのほうが討議会の趣旨に合うんじゃないかと、これで最後にいたします。

○辻山座長 どうぞ。

○根本委員 もう一つは事務局にお伺いしたいんですけども、だから、これはまちぼつとさんの考えだと思うんだけど、区民討議会という性格があるでしょう。公募委員ということじゃないわけだから、だから無作為抽出で来た125人の意思是、もう全く関係ありませんよと。それが区民討議会ですということなら、世代別、性別で分けるというのはおかしいことなんですよ。その辺のところも私はやったことがないもんだから、しかもまさか、そんなにいっぱい来とは思わなかった、来なかったらどうしようと心配していたんだけど、ありがたい話なんですけれども。だから、それはそういうもんだよという、区民討議会というのは、ということは、それはそれで、そうかという話なんだよね。

○辻山座長 バランスをとるためにたくさんの措置をしなきゃいけないと、例えば年齢別でくった場合に、各世代に均等に割り当ててるのか、人口比例でやるのか、それに男女比率をかけると、また複雑になります。

それと、もう一つは区民討議会の案内が来たときに、参加しますといった人たちの当選確率をそこで変化させる、その問題はあるんですよ。

それともう一つ、やはりあれなのは、そうやって丁寧に選んだのに直前になって来れないといった場合、そこへスペアを置く、変わりを入れるときに、やはりそのグループから入れないのだめというようなことで、結構面倒っちなことは面倒っちなという感じはしますね。

どうぞ。

○野尻委員 無作為抽出した意味がなくなってくて、今座長がおっしゃられたことと、それから、どの年齢の人がどういう発言をしたかということとはとれないと思うんですね。ですから、本当にもう公平公正に、そのまま抽せんしたほうがいいと思います。

○辻山座長 一種のかけみたいなところがありますがね、何回かやれば必ず均等に出てくるには決

まっているんだけど、一発でやりますのでね。

では、そういうことで、出た状態を受け入れるということでやりましょう。（「はい」と呼ぶ者あり）

そうしたら、事務局、何を選ぶんですか、ちょっと教えて。

- 事務局 それでは、各チームごとに分かれて五、六分程度で、説明者の選任をしていただきたいと思います。

まず条例の基本理念の説明者としましては、特に議会、行政、区民のうち誰でなくてはいけないという限定がございませんので、話し合いの中でどなたかに決めていただきたいと思います。

また、住民投票についても、説明者は特にどこからという定めがございませんので、任意で選んでいただきたいと思います。

その他の説明者につきましては、一応、区民代表委員から、議会委員から、区職員からということで定められていますので、その方から選んでいただきたいと思いますというふうに思っておりますので、それぞれチームごとに少し集まっていいただいて、人の選任をできたら５分ぐらいでやっていただければと思います。よろしくお願いします。

休憩 午後 ９時０３分

再開 午後 ９時０８分

- 事務局 それでは各チームの方、よろしいでしょうか。

それではまず、検討チーム１のチームから御報告をお願いいたします。

- 針谷委員 すみません。検討チーム１、初日の１コマ目ですけれども、５分の解説については高野委員、それから、その後の思いを紹介の部分の区民委員のところで大友委員、議会委員のお二人がちょっと都合が悪いということで、山田委員がかわって登場していただけるということで、御了解済みということでございます。行政委員は木全委員でございます。

続けて、２日目の１コマ目の議会の役割でございますけれども、議会委員の１０分間の解説について、あざみ委員、それから補足の部分では区民の委員で高野委員と行政のほうで私、針谷でございます。

- 事務局 ありがとうございます。

それでは、検討チーム２の方、御報告をお願いいたします。

- 野澤委員 検討チーム２のほうから御報告いたします。

まず１日目の骨子案に盛り込む事項の解説につきましては、土屋委員でございます。それから、各補足につきましては根本委員それから折戸委員、２名でございます。

続きまして、２日目、骨子案に盛り込む事項の説明は私、野澤、それから補足につきましては樋口委員、それから久保委員でございます。

以上です。

- 事務局 ありがとうございます。

それでは、検討チーム３、お願いいたします。

- 菅野委員 チーム３でございます。１日目の３コマ目、Ｃの住民投票、骨子案に盛り込むべき事項の解説は、山田委員でございます。２日目、Ｆの前段は私、やらせていただきまして、後半、補足説明を野尻委員、山田委員、お２人をお願いいたします。

以上です。

- 事務局 どうもありがとうございました。

選任につきましては、以上です。

- 辻山座長 いいでしょうかね。

- 菅野委員 現状の地域自治組織の説明については私、菅野、生涯学習コミュニティ課長が行いま

す。よろしくお願いします。

- 辻山座長 それでは、区民討議会の段取りは以上のようなことで。

あと、そうすると、次回に向けてちょっと確認しておきますけれども、二元代表制について議会委員のほうで検討してくるということと、それから行政の役割については御報告を受けていますので、冒頭から質疑ということにいたしたいと思います。

それでは、次回に向けて事務局のほう、何かありますか。どうぞ。

- 事務局 それでは、本日の御検討いただいたことで残ったことを次回やると同時に、次回、条例の基本的考え方の区分A、これについては過去に作成した検討シートを用いて、できれば次回、区分Aのところについても議論していただきたいというふうに考えております。

それと、本日お配りした資料13、制定のスケジュールなんですが、一応こちらに書かれているとおり、区民アンケートの速報版が7月10日ごろ、それから討議会の報告書については7月10日ごろできます。そうしますと、それらの意見を踏まえた素案の取り組みに入ります。

素案の取り組みにつきましては、7月15日、7月29日、8月10日、8月24日、一応この4回で素案の取りまとめをしていきたいというふうに考えております。これ以外にもパブリック・コメントの時期なんですが、現在7月15日から4週間、8月11日ごろまでということで予定しております。これらパブリック・コメントにつきましても、素案作成の取り組みのときに反映させていただくということで考えております。その他の事項につきましては、次回改めて補足説明させていただきます。

事務局からは以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。

なければ、本日のまとめを事務局から。

- 事務局 本日のまとめなんですが、区分D、議会の役割と責務につきまして、先ほど座長のほうからもしましたが、二元代表制の表現の仕方等につきましては、議会委員のほうで検討していただくということと、あと「何々しなければならぬ」というような言葉で表現されている部分につきまして工夫の余地があるのではないかとということで、また再度検討していただきたいということと、あと政治倫理条例の部分につきましては、議会案のような形で別に定める政治倫理基準というような表現にするとということ、あと最後の議員の責務の(2)については削除してもいいのではないかとということで、今回ある程度合意ができております。

以上です。

- 辻山座長 ありがとうございます。

それでは、事務局から次回の連絡事項。

- 事務局 次回の開催日程ですが、6月17日木曜日、6時半から。場所は本日と同じ第2委員会室になっております。

あと、先ほど一点申し上げ忘れましたが、本日、資料12というのが出ておりまして、条例に盛り込むべき事項の区分F、地域の基盤のところでは区民検討会議で保留とさせていただいていた区民、住民の取り扱いにつきまして決まりましたので、これにつきましては次回、改めて区民代表委員のほうから御説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

- 辻山座長 はい、ちょっとごめん。次回の日程、いつと言いましたか。17日だっけ……（「6月17日、木曜日です」と呼ぶ者あり）はい、わかりました。聞き間違えました。

そういうことでございますので、また次回までに、それぞれの作業をお願いいたします。

それでは、これにて散会といたします。お疲れさまでした。

散会 午後 9時16分